

18文科初第592号
雇児発第0908002号
平成18年9月8日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿
各指定都市・中核市市長
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

文部科学省初等中等教育局長
錢 谷 真 美

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
大 谷 泰 夫

**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律等の施行について(通知)**

このたび、別添のとおり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）をはじめとする以下に掲げる法令等が公布され、平成18年10月1日から施行されることとなりました。

これらの法令等の内容及びその施行に際し留意すべき事項は下記のとおりです
で、各都道府県知事、各都道府県教育委員会及び各指定都市・中核市市長におかれ
ては、十分御了承の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏
のないよう配意願います。

(法律)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成

18年法律第77号)

(政令)

児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第261号）

(省令)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）

幼稚園設置基準の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第34号）

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第155号）

(告示)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）

記

第1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係

1 趣旨及び概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下単に「法」という。）は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資するよう、幼稚園及び保育所等における小学校就学

前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じるものであること。

具体的には、

- ①幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援事業を行うものは、認定こども園の認定を受けることができることとし、当該認定の基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める基準を参照して都道府県の条例で定めること
- ②認定こども園に関する特例として、認定こども園である保育所について、保護者と施設の直接契約による利用となるよう児童福祉法（昭和22年法律第164号）の特例を規定するとともに、幼稚園と保育所とが一体的に設置される認定こども園について、その幼稚園及び保育所の設置者が学校法人又は社会福祉法人のいずれであっても、児童福祉法及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づく助成対象とできるよう、これらの法律の特例を規定すること等について定めるものであること。

2 総則関係

(1) 目的

法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とするものであること（法第1条）。

具体的には、我が国の就学前の子どもに対する教育及び保育は、幼稚園と保育所により担われてきているが、以下のような近年の教育及び保育に対する需要の多様化に地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的とするものであること。

- ①保護者が就労している場合には保育所、就労していない場合には幼稚園を利用することとなり、保護者の就労の有無で利用施設が限定されるため、就労形態が多様化する中で、就労を中断又は再開する場合に同一の施設を継続して利用することができない。
- ②少子化の進行により子どもや兄弟の数が減少する中で、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足しており、地域によっては、幼稚園、保育所それぞれでは子どもの集団が小規模化するとともに、運営面から見ても効率的でない状況がある。
- ③都市部を中心に多くの待機児童が存在する中で既存施設の有効活用による待機児童の解消が求められている。
- ④核家族化の進行や地域の子育て力の低下を背景に、幼稚園にも保育所にも通わず、家庭で0～2歳の子どもを育てている者への支援が大きく不足している。

(2) 用語の定義

法における用語の定義として「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下「認可外保育施設」という。）をいうが、この認可外保育施設には以下の施設は含まれないこと（法第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）第1条）。

- ①1日に保育する子どもの数が5人以下の小規模施設
- ②事業所内保育施設
- ③事業者が顧客のために設置する施設
- ④親族間の預かり合い
- ⑤半年を限度に臨時に設置される施設

また、法における「子育て支援事業」とは、以下の事業をいうものであること（法第2条第6項及び施行規則第2条）。

- ①親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者か

- らの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ②家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ③保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業
- ④子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業
- ⑤地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

3 認定こども園に関する認定手続き等関係

(1) 認定こども園の認定

幼稚園及び保育所等のうち、

- ①就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育及び保育を一体的に提供する機能
- ②地域における子育て支援を行う機能、すなわちすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能を備える施設は、都道府県知事（施行規則第3条に規定する場合においては、都道府県の教育委員会。以下認定権者としての都道府県知事について同じ。）から認定こども園の認定を受けることができる。

具体的には、幼稚園、保育所等の施設が単独でその機能を拡充することにより、こうした機能を備える場合には法第3条第1項の規定による認定を、幼稚園と保育所等という異なる機能を有する二つの施設が連携することにより、相互に不足する機能を補完する場合には法第3条第2項の規定による認定を受けることができることとし、地域の実情に応じて選択が可能となるよう以下の類型を認めるものであること。

①幼保連携型認定こども園

幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属施設が一体

的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう（法第3条第3項第1号）。

- i) 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
- ii) 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

②幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

- i) 幼稚園教育要領（平成10年文部省告示第174号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園（法第3条第1項第1号）
- ii) 幼稚園及び認可外保育施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に配置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの（法第3条第2項第1号）
 - イ 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - ロ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

③保育所型認定こども園

児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所（法第

3条第1項第2号)

なお、この場合における保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもの保育については、その保育所が所在する市町村における保育の実施に対する需要の状況に照らして、その保育所の認可権者及び当該市町村の意見を考慮して都道府県知事が適当と認める数の子どもに限られるものであること。

④地方裁量型認定こども園

児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設（法第3条第1項第2号）

いずれの類型も、次に掲げる要件に適合している場合に認定こども園の認定を受けることができるものであること。

①子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと（法第3条第1項第3号及び第2項第2号）

②文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること（法第3条第1項第4号及び第2項第3号）

なお、この認定の基準を都道府県が条例で定める際には、都道府県知事は、条例案について教育委員会の意見を聞かなければならないこと（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条）。

また、都道府県が設置する施設は、都道府県知事による認定の対象とならないが、認定を受けた施設と同様の機能を有するものについては、都道府県知事が公示することとし、この公示が行われた施設については、認定を受けた施設と同様に認定こども園として取り扱うものであること（法第3条第3項及び第6条第2項）。

(2) 認定権者

認定こども園は教育及び保育を一体的に提供する機能を備える施設であることから、認定こども園の認定は、地方自治体において教育及び保育の双方を統括する都道府県知事が行うことを原則としていること。ただし、以下の場合には、教育及び保育の双方を教育委員会が統括していると考えられることから、都道府県の教育委員会が認定その他の法に基づく都道府県知事の権限を行うものであること（法第3条第1項及び施行規則第3条）。

- ①保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県の教育委員会に委任している場合
- ②保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を都道府県の教育委員会の職員が補助執行することその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適當と認めてその旨を定めた場合

(3) 認定の申請

認定こども園の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る施設が認定要件に適合していることを証する書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと（法第4条第1項及び施行規則第4条）。

- ①設置者の氏名又は名称及び住所（設置者が法人である場合は、その代表者の氏名）
- ②施設の名称及び所在地
- ③施設において保育する保育に欠ける子どもの数（満3歳未満の者と満3歳以上の者の数に区分する）
- ④施設において保育する保育に欠けない子どもの数（満3歳未満の者と満3歳以上の者の数に区分する）
- ⑤認定を受ける施設について、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の別
- ⑥認定こども園の名称
- ⑦認定こども園の長となるべき者の氏名

⑧教育及び保育の目標並びに子育て支援事業

⑨認定こども園が実施する子育て支援事業

認定要件に適合していることを証する書類については、職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容、子育て支援、管理運営等、都道府県の認定基準に定める認定要件に適合していることを証する書類を添付するものであること。

なお、法第3条第2項に規定する幼保連携施設については、当該幼保連携施設を構成する幼稚園と保育所等の設置者が異なる場合には、これらの設置者が共同して申請しなければならないこと（法第4条第2項）。

(4) 認定の有効期間

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行うことを前提に、その保育所の認可権者及び当該市町村の意見を考慮して、都道府県知事は当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内の有効期間を定めるものであること（法第5条第1項）。

この有効期間の更新を受けようとする者は、認定の有効期間が満了する日の30日前までに、都道府県知事に対して、①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名、②施設の名称及び所在地を記載した申請書を提出しなければならないこと（法第5条第2項及び施行規則第5条）。

この認定の有効期間の更新の申請書の提出があったときは、認定こども園としての安定的な利用を確保する観点から、都道府県知事は、地域における保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所が認定こども園として保育に欠けない子どもに対する保育を引き続き行うことにより保育の実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならないこと（法第5条第3項）。

なお、この認定の有効期間が設定されるのは、保育所型認定こども園のみで

あり、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園には設定されないこと。

(5) 認定こども園に係る情報の提供等

都道府県知事は、地域の子育て家庭が認定こども園に関する情報を得ることができるように、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、認定の申請書に記載された事項及び当該施設における教育保育概要の周知を図るものであること（法第6条第1項）。

教育保育概要の具体的な内容は、申請書の記載事項である「教育及び保育の目標並びに主な内容」や「認定こども園が実施する子育て支援事業」のほか、園児の1日の活動内容や、利用料、施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）であること。

また、地域住民が認定こども園を容易に区別できるよう、認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をしなければならないこと（法第6条第2項）。

(6) 変更の届出

認定こども園の設置者は、認定の申請書の記載事項及び教育保育概要を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならず、都道府県知事は、この届出があったときは、その内容の周知を図るものであること（法第7条第1項及び第2項）。

ただし、以下のような軽微な変更についてはこの届出の対象から除かれるものであること（法第7条第1項及び施行規則第6条）。

①「保育に欠ける子どもの受入枠」及び「保育に欠けない子どもの受入枠」の変更のうち都道府県知事が定める範囲内で行う若干名の変更（幼稚園又は保育所等の定員の変更を伴うものを除く）

②教育保育概要として周知された事項のうち都道府県知事が定める事項の変更

(7) 報告の徴収

都道府県知事が、認定こども園の運営状況を的確に把握できるよう、認定こども園の設置者は、毎年、都道府県知事の定める日までに、以下に掲げる事項

を都道府県知事に報告しなければならないこと（法第8条第1項及び施行規則第7条）。

①報告年月日の前日において保育している保育に欠ける子どもの数及び保育に欠けない子どもの数（満3歳未満の者と満3歳以上の者の数に区分する。）

②認定要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

③教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

また、都道府県知事は、認定こども園の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができること（法第8条第2項）。

（8）名称の使用制限

認定こども園でないものは、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないこと（法第9条）。この名称の使用制限に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられること（法第16条）。

（9）認定の取消し

都道府県知事は、以下のいずれかに該当するときは、認定こども園の設定を取り消すことができること（法第10条第1項）。

①認定こども園が法第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき

②認定こども園の設置者が法第6条第2項の規定による認定こども園である旨の表示をしていないとき

③認定こども園の設置者が法第7条第1項の規定による変更の届出を行わなかつたとき又は当該変更について虚偽の届出を行つたとき

④認定こども園の設置者が法第8条第1項又は第2項の規定による運営状況に関する報告を行わなかつたとき又は虚偽の報告を行つたとき

⑤認定こども園の認定を受けた私立保育所の設置者が、

i) 法第13条第3項の規定による保育に欠ける子どもの受入れ状況に関する報告を行わなかつたとき又は虚偽の報告を行つたとき

ii) 法第13条第6項の規定による保育料の届出を行わなかったとき又は虚偽の届出を行ったとき

iii) 法第13条第7項の規定による保育料の変更命令に従わないとき

⑥認定申請書に虚偽の記載を行うなど、認定こども園の設置者が不正の手段により認定を受けたとき

⑦その他認定こども園の設置者が学校教育法、児童福祉法、私立学校法（昭和24年法律第270号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）若しくは私立学校振興助成法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき

都道府県知事は、認定こども園の認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならないこと（法第10条第2項）。

また、都道府県知事は、都道府県が設置する認定こども園が法第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったと認めるときは、同条第3項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならないこと（法第10条第3項）。

（10）関係機関の連携の確保

認定こども園の認定は、その対象である幼稚園、保育所及び認可外保育施設に関する学校教育法又は児童福祉法の規定に基づく認可や指導監督とはその趣旨を異にするものであるが、こうした認可や指導監督の権限を有する者は、これらの施設の設置や運営に関し、都道府県知事が行う認定やその取消しに係る判断の基礎となる情報を有していることから、都道府県知事が認定に関する権限を適切に行使できるよう、認定やその取消しを行おうとするときは、あらかじめこうした認可や指導監督の権限を有する地方公共団体の機関に協議しなければならないこと。ただし、当該施設の認可や指導監督の権限を有する者が認定こども園の認定権者である場合には、この協議は要しないものであること（法第11条第1項）。

また、認定こども園に関する事務を円滑かつ適正に実施していくためには、就学前の子どもに関する教育及び保育に関する事務を行う地方公共団体の長及び教育委員会が相互に緊密な連携を図りつつ協力しなければならないものであ

ること（法第11条第2項）。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3第2項においては、地方公共団体の執行機関相互の連携が規定されているが、就学前の子どもに関する教育、保育等を一体的に提供する新たな枠組みである認定こども園制度の実施に際しては、教育行政と福祉行政の壁を越えた密接な連携を図る必要性が高いことから、特にこうした規定が置かれていることに配意されたこと。

4 学校教育法の特例

認定こども園の認定を受けた幼稚園については、園児に対する教育及び保育の提供とともに、満3歳未満の子どもなど園児以外の子どもとその保護者に対する子育て支援事業を幼稚園の本来的な業務として行うものであることから、学校教育法の関係する規定について所要の読み替えを行うものであること。

5 児童福祉法の等の特例（保育所の利用手続き等に関する特例）

（1）趣旨

現在、「保育に欠ける子ども」による保育所の利用は、市町村と利用者の契約により行われているが、幼稚園を始め認定こども園の認定対象となり得るその他の施設の利用は、利用者と施設の直接契約により行われており、認定こども園は「保育に欠ける子ども」とそれ以外の子どもがともに利用する施設であることから、利用者にとって分かりやすい利用手続きとなるよう、認定こども園の認定を受けた保育所の利用について、「保育に欠ける子ども」の利用も含め利用者と施設の直接契約によることとするものであること。

（2）認定こども園である公立保育所に関する特例

一般の保育所においては、児童福祉法第24条第3項の規定により、一の保育所について入所を希望する「保育に欠ける子ども」が多数に上る場合には、当該保育所に入所する子どもの選考を行うことができるが、法第3条第1項の認定を受けた市町村立保育所又は同項各号に掲げる要件に適合しているものとして同条第3項の規定による公示がされた都道府県立保育所については、「保育

に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」をともに受け入れることから、一の保育所について入所を希望する「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」が入所することにより、当該保育所における適切な保育の実施が困難となる場合には、当該保育所に入所する子どもを公正な方法により選考することができること（法第13条第1項による児童福祉法第24条第3項の読み替え）。

この選考については、法第6条第1項の規定に基づき都道府県知事により周知された認定こども園の「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の受入枠に対する利用者の信頼を確保するため、当該保育所への入所を希望する「保育に欠ける子ども」から法第4条第1項第3号に掲げる数の子どもを、当該保育所への入所を希望する「保育に欠けない子ども」から同項第4号に掲げる数の子どもを選考することにより行うものであること。このように「保育に欠ける子ども」の入所が優先するものではなく、「保育に欠けない子ども」の受入枠の存在は、児童福祉法第46条の2における「保育に欠ける子ども」の入所を拒む正当事由となるものであること（児童福祉法施行規則第24条の2第1項）。

なお、市町村立保育所については、その設置者が児童福祉法第24条の規定に基づき保育の実施を行う市町村であり、利用する子どもや利用料の決定を設置者が行うことが現に可能であることから、私立保育所とは異なり、上記の入所児童の選考に関する措置のみを特例として設けたものであること。

(3) 認定こども園である私立保育所に関する特例

①入所申込手続き

認定こども園である私立保育所（以下「私立認定保育所」という。）の利用を希望する保護者は、申込書を入所を希望する私立認定保育所に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを当該保護者の居住地の市町村に速やかに送付しなければならないこと。この場合において、市町村は、当該申込書に係る児童が児童福祉法第24条第1項の「保育に欠ける子ども」に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通知するとともに、

当該申込書を送付しなければならないこと（法第13条第2項による児童福祉法第24条第2項の読み替え）。

なお、このように申込書の提出先は市町村から私立認定保育所に変わると、申込書への記載事項及び申込書の添付書類は、一般の保育所の場合と同様であること（児童福祉法施行規則第24条第1項及び第3項）。

②申込書の様式等

現在、保育の実施の申込みに係る様式等の取扱いについては、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成9年9月25日児発第596号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成9年通知」という。）において示しているが、私立認定保育所における保育と実施の申込み等に係る様式等の取扱いは以下のとおりであること。

- i) 保育の実施を希望する保護者は、「保育所入所申込書」（別紙様式1）（以下「入所申込書」という。）に必要事項を記載した上で、私立認定保育所あてに当該入所申込書を提出すること。
- ii) 当該入所申込書の提出を受けた私立認定保育所は、当該保護者の居住地の市町村にこれを速やかに送付すること。
- iii) 市町村は、保育の実施基準の適正なる適用の観点から、入所申込書の記載事項及び添付書類に基づき、保育に欠けるという事実を確認すること。その際、こうした確認のために必要な書類の簡素化を図るなど、申込者にとって過度の負担とならないよう十分配慮すること。
- iv) iii) により保育に欠けるという事実を確認したときは、市町村は、入所申込書の市町村記載欄に所要の記載を行った上で、当該入所申込書を施設に送付すること。その際、市町村においては、当該入所申込書の写を保存しておくこと。
- v) 私立認定保育所は、iv)による入所申込書の送付を受けた児童について、その入所を決定したときは、市町村欄に所要の記載が行われた入所申込書の写を保護者に送付するとともに、法第13条第3項の規定に基づき市町村に対する報告を行うこと。

vi) 市町村は、v) による報告を受けたときは、当該報告に係る児童の保護者について、一般の保育所の入所申込書の提出の有無を確認し、当該入所申込書が提出されているときは、当該保護者に対し当該入所申込書の取扱いについて意向の確認を行うこと。

当該確認を行った上で、当該報告に係る児童が当該私立認定保育所に入所することが確定したときは、iv) で作成した申込書の写等を基に保育児童台帳（平成9年通知の別表第2号様式に定める保育児童台帳をいう。以下同じ。）を作成すること。また、私立認定保育所に対して、保育児童台帳の写を送付するか、又はこれに掲げられている児童の世帯の状況、保育の実施理由等を通知し、当該保育所が児童票等を作成する際の便宜に供すること。

vii) 私立認定保育所は、法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法第24条第3項の規定による選考の結果、当該私立認定保育所に入所できなかった児童についても、市町村に対し法第13条第3項の規定による報告を行うこと。

viii) 市町村は、iii) において保育に欠けるという事実を確認できないときは、当該私立認定保育所を経由して保護者に対し、「保育の実施不承諾通知書」（別紙様式2）を交付し、保育の実施が認められない旨及びその理由等を通知すること。

ix) 保育の実施期間の満了前に入所児童の保育の実施理由の消滅、転出、死亡等によって保育の実施を解除した場合、保護者及び私立認定保育所に対して「保育実施解除通知書（平成9年通知の別表第5号様式をいう。以下同じ。）」を交付すること。また、保育の実施の解除に対して事前に説明及び意見の聴取の手続きをとるなど、福祉の措置及び保育の実施の解除等に係る説明等に関する省令（平成6年厚生省令第62号）に十分留意すること。

x) 市町村は、毎年、入所児童の家庭の状況等について私立認定保育所を通じて事実の確認を行い、保育児童台帳の記載事項に変更があったときは、隨時これを補正し、かつ、その旨を明確にしておくこと。特に、市町村の

支弁額の適正な算定に際して必要となる保育料に係る世帯の階層区分の認定に必要な所得税等の課税状況については、私立認定保育所を経由して保護者から必要な書類を求めるなどにより把握に努めるとともに、税務関係機関と連携を図りつつ、誤りのないよう十分な事務処理体制で確認し、その迅速適正な処理に努めること。

③入所児童の決定等

私立認定保育所の長は、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもについて、正当な理由がない限りその入所を拒んではならないこと（法第13条第2項による児童福祉法第46条の2の読み替え）。

私立認定保育所は、「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子ども全てが入所することにより、当該保育所における適切な保育の実施が困難となる場合には、当該私立認定保育所に入所する子どもを公正な方法により選考することができること（法第13条第2項による児童福祉法第24条第3項の読み替え）。

この選考については、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援をする家庭に配慮しなければならないこと（法第13条第8項による母子及び寡婦福祉法第28条及び児童虐待の防止等に関する法律第13条の2第1項の読み替え）。また、市町村長を経由して、あらかじめ都道府県知事に届け出た方法により行うものとし、私立認定保育所は、この届け出た選考方法を記載した書類を備え付けるとともに、保護者からの求めに応じて、これを閲覧させなければならないこと（児童福祉法施行規則第24条の2）。私立認定保育所については、こうした公正な方法による選考を、児童福祉施設最低基準第36条の2において義務付けることとしたこと。

なお、(2)の認定こども園である公立保育所に関する特例と同様に、法第3条第1項の認定を受けた私立保育所においては、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもと、「保育に欠けない子ども」が入所することにより、当該私立保育所における適切な保育の実施が困難となる場合には、上記の選考を行うことができること（法第13条第2項による

児童福祉法第24条第3項の読み替え)。

市町村が「保育に欠ける子ども」の保育所への入所の状況を的確に把握できるよう、私立認定保育所は、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもの当該私立認定保育所への入所の可否について、その決定後速やかに市町村長に報告しなければならないこと。この報告を受けた市町村長は、当該私立認定保育所に入所できなかった子どもの保護者に対し、速やかに当該私立認定保育所以外の保育所における保育の実施の申込みを勧奨しなければならないこと(法第13条第3項及び児童福祉法施行規則第24条の3)。

なお、この報告を行わない場合又は虚偽の報告を行った場合には、都道府県知事は認定こども園の認定を取り消すことができる(法第10条第1項第5号)。

④保育料

私立認定保育所における保育の実施に係る利用料(以下「保育料」という。)は、市町村ではなく、私立認定保育所が定め、保護者から支払を受けるものであること(法第13条第4項)。

この保育料の額は、「保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて」定めなければならないこと(法第13条第5項)。

私立認定保育所の設置者は、この保育料の額を定めたとき及び変更したときは、市町村長に届け出なければならないこと(法第13条第6項)。この場合において、市町村長は、届け出られた保育料の額が法第13条第5項に規定する保育料の設定に関する基本的考え方と適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができること(法第13条第7項)。

なお、この保育料に関する届出を行わない場合若しくは虚偽の届出を行った場合、又は市町村長による保育料の変更命令に従わない場合には、都道府県知事は認定こども園の認定を取り消すことができる(法第10条第1項第5号)。

⑤市町村の支弁

私立認定保育所に対する市町村の支弁は、私立認定保育所が保護者から保育料の支払を受けるため、保育の実施に要する費用から保育料に相当する額を控除した額となること（法第13条第2項による児童福祉法第51条第4号の読み替え）。

この「保育料に相当する額」については、「私立認定保育所が実際に支払を受ける保育料の総額」を用いることを原則とするが、この額が、その私立認定保育料が一般の保育所であると仮定した場合に「市町村が徴収すると想定される保育料の額」を下回るときは、この「市町村が徴収すると想定される保育料の額」を用いるものであること（このため、私立認定保育所が低額な利用料を定めたとしても、市町村の支弁が自動的に増加することはない）（法第13条第2項による児童福祉法第51条第4号の読み替え及び児童福祉法施行令第42条の2第1項）。

なお、この市町村の支弁に関する国庫負担及び都道府県負担については、一般の保育所の場合と同様の厚生労働大臣が定める基準により算定した保育の実施に要する費用の額から厚生労働大臣が定める基準により算定した保育料額を控除した額について行うこととしており、一般の保育所の場合と同等の負担が行われるものであること（児童福祉法施行令第42条の2第2項）。

⑥官公署に対する資料提供の求め

私立認定保育所については、保育料の決定や徴収を市町村ではなく施設が行うが、市町村の支弁額を適正に算定するためには、市町村が保護者の収入の状況について把握する必要があることから、市町村長は、保育料額の算定に関し必要があると認めるときは、保護者の収入の状況について、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができること（法第13条第2項による児童福祉法第56条第8項の読み替え）。

(4) その他の留意事項

①一般の保育所に関する入所決定時期の早期化

私立認定保育所の利用については、利用者と施設の直接契約によることと

なるため、幼稚園と同様に4月からの入所児童の決定を前年秋頃に行うことが想定される。この場合、一般の保育所よりも入所児童の決定時期が早くなるが、こうした早期の入所決定は、育児休業からの職場復帰の見通しが立ちやすいという利点もあるため、今般の認定こども園制度の実施を契機に、一般の保育所についても、例えば前年秋から3月までの間に段階的に入所の決定を行うなど、入所決定時期の早期化を図られたいこと。

②認定こども園である保育所に関する市町村の情報提供

市町村は、児童福祉法第24条第5項の規定に基づき、認可保育所の運営状況等に関する情報提供を行っているが、認定こども園である保育所については、一般の保育所について行われている情報提供に加え、以下の事項について情報提供を行うものであること（児童福祉法施行規則第25条第1項）。

- i) 当該保育所が認定こども園である旨
- ii) 「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の受入枠
- iii) 都道府県知事に届け出た入所児童の選考方法
- iv) 「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の利用料

6 児童福祉法及び私立学校振興助成法の特例

認定こども園制度については、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする一方で、子どもに対する教育及び保育の質の確保の観点から、国の財政措置は幼稚園又は保育所の認可を受けた施設に対してのみ行うこととしているが、認定こども園の設置促進や円滑な運営を図る観点から、幼保連携型認定こども園について以下のような財政上の特例措置を講じるものであること。

①保育所の施設整備費は、社会福祉法人等のみが助成対象とされているが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合には、当該学校法人立の保育所についても、市町村による施設整備費助成の対象とすること（法第14条による児童福祉法第56条の2第1項の読み替え）。

②幼稚園の施設整備費及び運営費は、いずれも原則として学校法人のみが助成対